

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月18日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第88号

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区経営会議等の設置及び運営に関する規則（平成13年杉並区規則第63号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「政策経営部を担任する副区長（以下「主宰副区長」という。）」を「副区長」に改め、同条第2項中「主宰副区長」を「副区長」に改める。

第9条第3号中「主宰副区長」を「副区長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月21日から施行する。